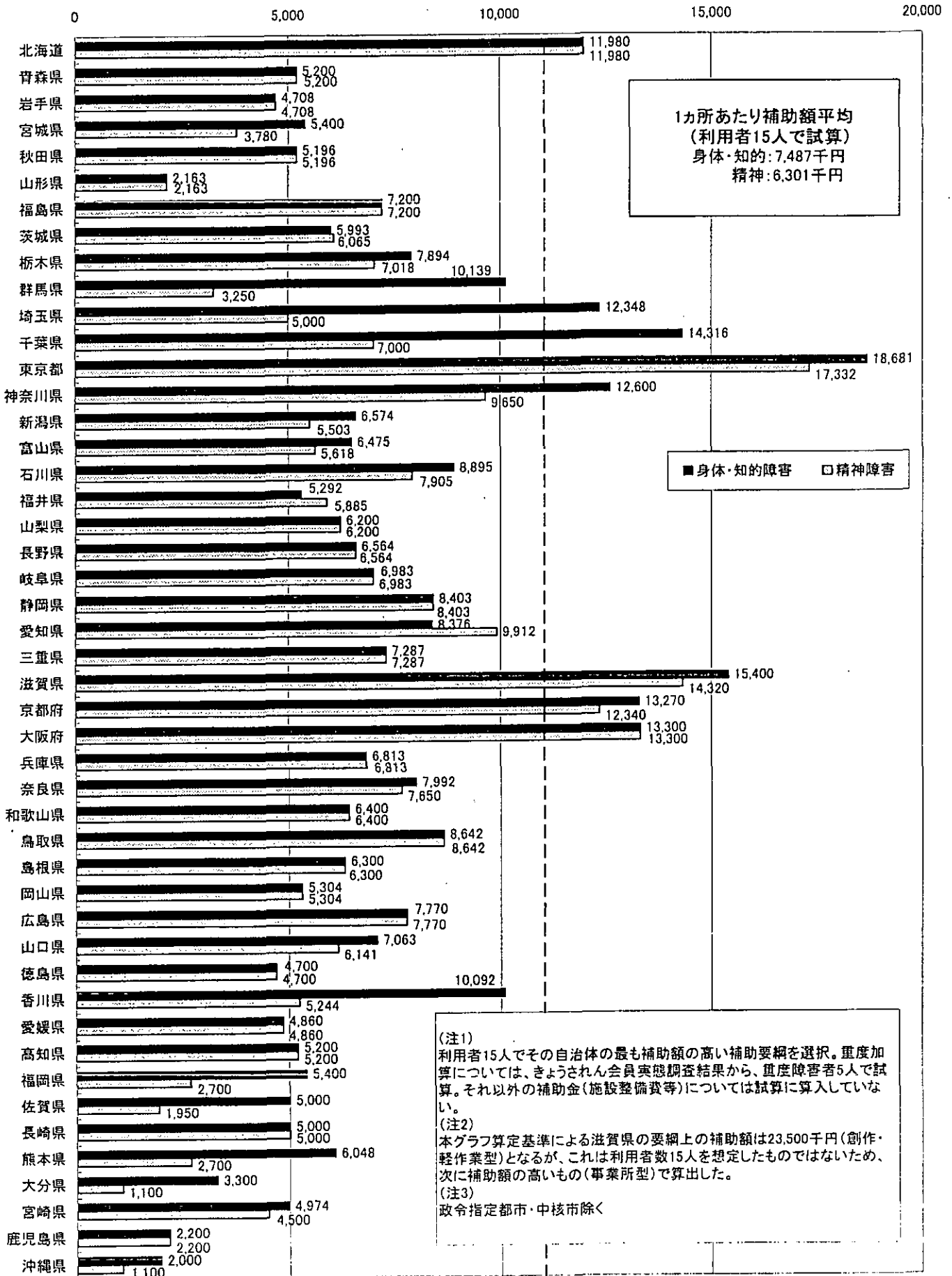


[別表6]

2003年度小規模作業所に対する都道府県補助金比較(1カ所あたり)

2003年8月1日現在 きょうされん調べ



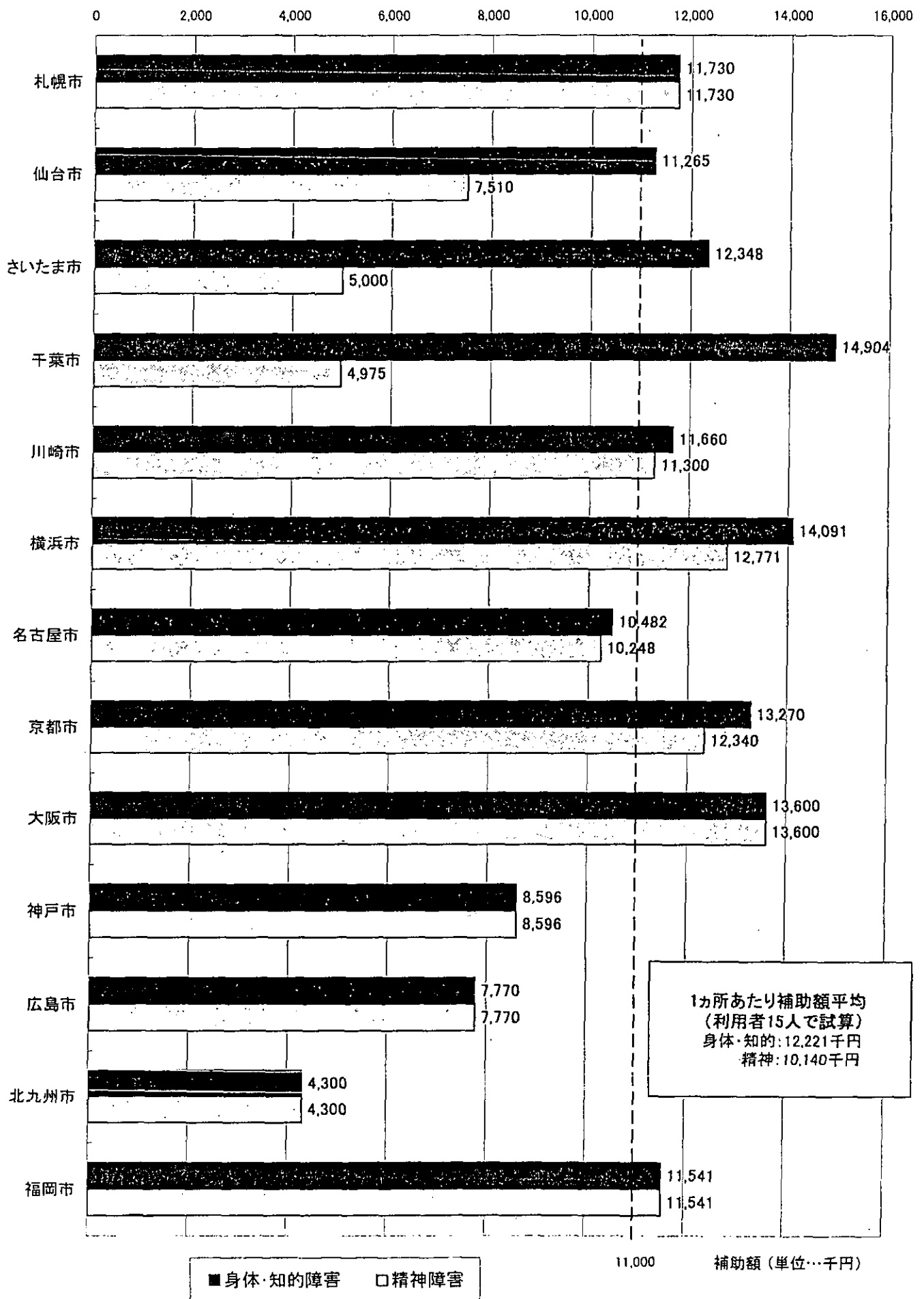
1カ所あたり補助額平均
(利用者15人で試算)
身体・知的: 7,487千円
精神: 6,301千円

■ 身体・知的障害 □ 精神障害

(注1) 利用者15人でその自治体の最も補助額の多い補助要綱を選択。重度加算については、きょうされん会員実態調査結果から、重度障害者5人で試算。それ以外の補助金(施設整備費等)については試算に算入していない。
(注2) 本グラフ算定基準による滋賀県の要綱上の補助額は23,500千円(創作・軽作業型)となるが、これは利用者数15人を想定したものではないため、次に補助額の高いもの(事業所型)で算出した。
(注3) 政令指定都市・中核市除く

[別表7]

2003年度小規模作業所に対する政令指定都市補助金比較(1カ所あたり)



	根拠法令	目的・内容
○生活保護法における保護施設 1 救護施設		身体上又は精神上的の著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
2 更生施設		身体上又は精神上的の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
3 医療保護施設		医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。
4 授産施設	生活保護法第38条	身体上若しくは精神上的の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。
5 住居提供施設		住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

障害者施設・旧労働施設一覧

	根拠法令	目的・内容
○身体障害者福祉法による身体障害者更生支援施設		
6 肢体不自由者更生施設		身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設のうち、肢体不自由者を入所させるもの
7 視覚障害者更生施設	身体障害者福祉法第29条	身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設のうち、視覚障害者を入所させるもの
8 聴覚・言語障害者更生施設		身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設のうち、聴覚・言語障害者(聴覚・言語機能又は音声機能の障害のため、音声語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。)を入所させるもの
9 内臓障害者更生施設		身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設のうち、内臓の機能に障害のある者を入所させるもの
10 身体障害者療養施設	身体障害者福祉法第30条	身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。
11 身体障害者福祉ホーム	身体障害者福祉法第30条の2	低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適するよう居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設とする。
12 身体障害者授産施設		身体障害者で雇用されることが困難なもの又は生活に困難するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。
13 身体障害者通所授産施設	身体障害者福祉法第31条	身体障害者で雇用されることが困難なもの又は生活に困難するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。
14 身体障害者小規模通所授産施設	身体障害者福祉法第31条	身体障害者で雇用されることが困難なもの等を通所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設であって、常時利用する者が10人以上20人未満の施設。

障害者施設・旧労働施設一覧

	根拠法令	目的・内容
15 身体障害者福祉工場	身体障害者福祉法第31条	重度の身体障害者で作業能力はあるが、職場の設備・構造、通勤時の交通事情等のため一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、生活指導と、健康管理の下に健全な社会生活を営ませることを目的とする施設。
16 身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条の2	無料又は低額な料金を、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。
16-(1) 身体障害者福祉センター(A型)	身体障害者更生保護施設の施設及び運営に関する基準(厚生労働省令第21号)第65条	更生相談、機能訓練、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成、身体障害者更生保護施設の職員に対する研修その他身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行うもの
16-(2) 身体障害者福祉センター(B型)	身体障害者更生保護施設の施設及び運営に関する基準(厚生労働省令第21号)第65条	身体障害者デイサービス事業を行うとともに、ボランティアの養成その他身体障害者の福祉の増進を図る事業を行うもの
16-(3) 在宅障害者デイサービス施設	身体障害者更生保護施設の施設及び運営に関する基準(厚生労働省令第21号)第65条	在宅障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与するもの
16-(4) 障害者更生センター	身体障害者更生保護施設の施設及び運営に関する基準(厚生労働省令第21号)第65条	在宅障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与するもの
17 補装具製作施設	身体障害者福祉法第32条	無料又は低額な料金を、補装具の製作又は修理を行う施設とする。
18 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第33条	無料または低額な料金を、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設とする。
19 点字図書館	身体障害者福祉法第33条	点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出しその他利用に係る事業を主として行うもの
20 点字出版施設	身体障害者福祉法第34条、身体障害者更生保護施設の施設及び運営に関する基準(厚生労働省令第21号)第83条	点字刊行物の出版に係る事業を主として行うもの
21 聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法第34条、身体障害者更生保護施設の施設及び運営に関する基準(厚生労働省令第21号)第83条	聴覚障害者用の録音物の製作及び貸出しに係る事業を主として行うもの
22 市町村障害者生活支援事業(一般財源化)	一般財源化	在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

障害者施設・旧労働施設一覧

	根拠法令	目的・内容
○知的障害者福祉法による知的障害者 保護施設		
23 知的障害者デイサービスセンター	知的障害者福祉法第21条の五	知的障害者デイサービスを提供することを目的とする施設とする。
24 知的障害者更生施設		18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。
24-(1) 知的障害者更生施設(入所)	知的障害者福祉法第21条の六	通所による入所者のみを対象とする施設以外のもの
24-(2) 知的障害者更生施設(通所)		通所による入所者のみを対象とするもの
25 知的障害者授産施設		
25-(1) 知的障害者授産施設(入所)	知的障害者福祉法21条の七	18歳以上の知的障害者であって雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設とする。
25-(2) 知的障害者授産施設(通所)		
26 知的障害者小規模通所授産施設	知的障害者福祉法21条の七	18歳以上の知的障害者であって、雇用されることが困難なものを通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設であって、常時利用する者が10人以上20人未満の施設。
27 知的障害者通動寮	知的障害者福祉法第21条の八	就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設とする。
28 知的障害者福祉ホーム	知的障害者福祉法第21条の九	低額な料金で、現に住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。

	根拠法令	目的・内容
29 知的障害者福祉工場	知的障害者福祉法21条の七	知的障害者であって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないでいる者を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を促進することを目的とする施設。
30 障害児(者)地域療育等支援事業	一般財源化	
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設		
31 精神障害者生活訓練施設		精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適應することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。
32 精神障害者福祉ホ－ム		現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備をよりよさげせるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設とする。
33 精神障害者入所授産施設		雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えらるることを目的とする施設とする。
34 精神障害者通所授産施設		
35 精神障害者小規模通所授産施設	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2	
36 精神障害者福祉工場		通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする。

障害者施設・旧労働施設一覧

	根拠法令	目的・内容
37 精神障害者地域生活支援センター		地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、第49条第1項の規定による助言を行い、併せて福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。
○その他の社会福祉施設等 38 授産施設	社会福祉法第2条2の七	身体上若しくは精神上の理由または世帯の事情により、就業能力の発揮が困難なもので要保護者でないもの、または就業能力が限定されていないが就業の機会を持たないものに対して、一時的に就業の機会をあたえようとするもので、社会福祉事業として届出又は許可を得て経営することを目的とする施設。
39 盲人ホーム	社会福祉法第2条3の八	あん摩師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有する視覚障害者(以下「盲人」という。)であつて、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行ない、もつて盲人の自立更生をはかることを目的とする。
○法外施設 40 小規模作業所	なし(「在宅重度障害者通所保護事業実施要綱」、「知的障害者通所保護事業実施要綱」)	(身体)地域において就労の機会等が得がたい在宅重度身体障害者に対して、利用者の特性に応じた軽作業・日常生活訓練等を行う。 (知的)学齢を超えた知的障害者を対象に、通所の方法により、知的障害者の特性に応じた作業指導・生活訓練等を行う。

	根拠法令	目的・内容
<p>○旧労働系 41 公的職業安定所</p>	<p>(*障害者雇用について規定) 障害者の雇用の促進等に関する法律第9条～18条</p>	<p>(求人の開拓等)障害者の雇用を促進するため、障害者の求職に関する情報を収集し、事業主に対して当該情報の提供、障害者の雇入れの勧奨等を行うとともに、その内容が障害者の能力に適合する求人の開拓に努めるものとする。 (職業指導等)障害者がその能力に適合する職業に就くことができるようにするため、適性検査を実施し、雇用情報を提供し、障害者に適応した職業指導を行う等必要な措置を講ずるものとする。 (適応訓練のあっせん)その雇用の促進のために必要があるときは、障害者に対して、適応訓練を受けることについてあっせんするものとする。 (就職後の助言及び指導)障害者の職業の安定を図るために必要があるときは、その紹介により就職した障害者その他事業主に雇用されている障害者に対して、その作業の環境に適應させるために必要な助言又は指導を行うことができる。 (事業主に対する助言及び指導)障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配属、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項についての助言または指導を行うことができる。</p>
<p>42 障害者雇用情報センター</p>	<p>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第11条第1項第6号</p>	<p>障害者が作業を容易にできるように改造された作業機器、自助具等の就労支援機器の展示、障害者と事業主の就労及び雇用に関する問題についての相談援助及び障害者の雇用に関する各種情報の提供等</p>
<p>43 地域障害者職業センター</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律第22条</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職業講習 2 事業主に雇用されている知的障害者等に対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導 3 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助 4 職場適応援助者の養成及び研修 5 前各号に掲げる業務に附帯する業務

障害者施設・旧労働施設一覧

	根拠法令	目的・内容
44 国立職業リハビリテーションセンター	障害者の雇用の促進等に関する法律第21条、職業能力開発促進法第16条第5項	中央広域障害者職業センター及び中央障害者職業能力開発校から構成され、隣接する国立身体障害者リハビリテーションセンターが行う医療リハビリテーションと連携を図りながら、障害者職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施 a. 職業評価 b. 職業指導 c. 職業訓練 d. 職業適応指導
45 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	障害者の雇用の促進等に関する法律第21条、職業能力開発促進法第16条第5項	吉備高原広域障害者職業センターと吉備高原障害者職業能力開発校から構成され、同一敷地内に設置されている労働福祉事業団所管の吉備高原医療リハビリテーションセンターと連携を図りながら、障害者職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施 a. 職業評価 b. 職業指導 c. 職業訓練 d. 職業適応指導 e. 生活指導
46 せき髄損傷者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第21条	労働福祉事業団所管の総合せき髄センターと密接な連携を図りながら、せき髄損傷者等に對して、医療リハビリテーションから職業リハビリテーションまでの総合的なリハビリテーションサービスを提供 a. 職業評価 b. 職業指導 c. 作業指導

	根拠法令	目的・内容
47 障害者職業総合センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第19条	<p>1 職業リハビリテーションに関する調査及び研究 2 障害者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供 3 障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者の養成及び研修 4 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助 5 イ) 障害者に対する職業評価、職業指導、基本的な労働の習慣を体得させるための訓練並びに職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習 ロ) 事業主に雇用されている知的障害者等に対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導 ハ) 事業主に對する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助</p>
48 都道府県障害者雇用促進協会	独立行政法人高年齢・障害者雇用支援機構法第12条第1項(納付金関係業務等の委託についての規定)	<p>都道府県の障害者雇用促進協会(雇用開発協会・総合雇用推進協会を含む。)は、各都道府県知事又は都道府県労働局長の許可を受け設立された団体(社団法人又は財団法人)で、各都道府県における障害者の雇用の自立と勤労意欲の向上並びに事業主に對する障害者の雇用促進に関する啓発、指導援助等を行い、障害者雇用に貢献することを目的としてさまざまな事業を行っている。独立行政法人高年齢・障害者雇用支援機構からの委託を受け、障害者雇用納付金に基づき助成金関係業務等を実施。</p>

	相拠法令	目的・内容
49 障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条	<ol style="list-style-type: none"> 1 職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者(支援対象障害者)に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行うこと 2 職業準備訓練を受けた後職業に就いた支援対象障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと 3 支援対象障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対して、当該支援対象障害者の雇用に必要な障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと 4 支援対象障害者の通勤への同行その他の支援対象障害者が職業に就くことに伴い必要となる介助等の支援を行う者(障害者雇用支援者)に関する情報を収集し、及び整理すること 5 事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、障害者雇用支援者に関する情報を提供すること 6 障害者雇用支援者に対して、支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと 7 支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと
50 障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第33条	<ol style="list-style-type: none"> 1 職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公的職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、盲字校、養護学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと 2 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること 3 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な業務

障害者施設・旧労働施設一覧

	根拠法令	目的・内容
51 障害者職業能力開発校 51-(1) 国立	職業能力開発促進法第15条の6第1項第5号 職業能力開発促進法第16条第1項	他の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設
51-(2) 県立	職業能力開発促進法第16条第2項	
51-(3) その他の能力開発施設	職業能力開発促進法第25条	

障害者施設・旧労働施設一覧

	根拠法令	目的・内容
<p>○国立施設 52 国立光明寮(国館、塩原、神戸、福岡)</p>	<p>厚生労働省組織令第146条、厚生労働省組織規則第643条</p>	<p>視覚障害者の更生に必要な知識及び技能の付与並びに訓練を行う</p>
<p>53 国立保養所(伊東、別府)</p>	<p>厚生労働省組織令第147条、厚生労働省組織規則第649条</p>	<p>戦傷病者又は身体障害者福祉法に規定する身体障害者であって、重度の身体障害を有するものを入所させ、医学的管理の下に、その保養を行う</p>
<p>54 国立知的障害児施設(秩父)</p>	<p>厚生労働省組織令第148条、厚生労働省組織規則第655条</p>	<p>知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者(強度の弱視を含む)、耳が聞こえない者(強度の難聴を含む)、若しくは口がきけない者である知的障害児であって児童福祉法第27条第1項第三号の措置を受けた者を入所させて、その保護及び指導を行うこと。 全国の知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導の向上に寄与するため の事業を行うこと。</p>

障害者施設・旧労働施設一覧

	根拠法令	目的・内容
55 国立身体障害者リハビリテーションセンター	厚生労働省組織令第149条、厚生労働省組織規則第663条	<p>身体障害者のリハビリテーションに関し次に掲げる事務をつかさどる</p> <ol style="list-style-type: none"> 相談に応じ、医学的、心理学的、社会的及び職能的判定を行い、並びに治療、訓練及び指導を行うこと。 調査及び研究を行うこと。 技術者の養成及び訓練を行うこと。
<p>○独立行政法人</p> <p>56 国立重度知的障害者総合施設のぞみ</p>	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの 民法	<p>重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
○生活保護法における保護施設 1 救護施設	身体上又は精神上の著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者		○	—	なし	—	
2 更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者		○	—	なし	—	
3 医療保護施設	医療を必要とする要保護者		○	—	なし	—	
4 授産施設	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者		○	—	なし	—	工資
5 宿所提供施設	住居のない要保護者の世帯		○	—	なし	—	

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
○身体障害者福祉法による身体障害者更生保護施設 6 肢体不自由者更生施設	肢体不自由者	支給決定			あり	更生訓練費(訓練従事15日以上:6,300円、訓練従事15日未満:3,150円)	
7 視覚障害者更生施設	視覚障害者	支給決定			あり	更生訓練費(訓練従事15日以上:6,300円、訓練従事15日未満:3,150円) あん摩、はり、きゅう科は訓練従事期間15日以上:14,800円、15日未満:7,400円)	
8 聴覚・言語障害者更生施設	聴覚・言語障害者(聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。)	支給決定			あり	更生訓練費(訓練従事15日以上:6,300円、訓練従事15日未満:3,150円)	
9 内臓障害者更生施設	内臓の機能に障害のある者	支給決定			あり	更生訓練費(訓練従事15日以上:6,300円、訓練従事15日未満:3,150円)	
10 身体障害者療護施設	身体障害者であって常時の介護を必要とするもの	支給決定			あり		
11 身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者。家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な18才以上の身体障害者。ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。		○	—	あり 利用料は利用者で地域の実態等を勘案した低額なもの	—	—
12 身体障害者授産施設	身体障害者(身体障害者福祉法第31条)	支給決定			あり	更生訓練費(訓練従事15日以上:3,150円、訓練従事15日未満:1,600円)	工賃
13 身体障害者通所授産施設	身体障害者(身体障害者福祉法第31条)	支給決定			あり	更生訓練費(訓練従事15日以上:3,150円、訓練従事15日未満:1,600円)	工賃
14 身体障害者小規模通所授産施設	身体障害者で雇用されることの困難なもの等		○	—	定めなし	なし	工賃

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
15 身体障害者福祉工場	以下のすべてに該当する者 (1)身体障害者福祉法第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた程度の身体障害者であること。 (2)精神障害者又は伝染性の疾患にかかっていないものであること。 (3)作業能力はあるが、その障害のため当該施設以外の場所においては就業することが困難であると判在宅の身体障害者又はその介護を行う者		○	-	あり	なし	賃金
16 身体障害者福祉センター							
16-(1) 身体障害者福祉センター(A型)			○				
16-(2) 身体障害者福祉センター(B型)			○				
16-(3) 在宅障害者デイサービス施設		支給決定			あり		
16-(4) 障害者更生センター			○				
17 補装具製作施設		-	-	-	-	-	-
18 盲導犬訓練施設		-	-	-	-	-	-
19 点字図書館		-	-	-	-	-	-
20 点字出版施設		-	-	-	-	-	-
21 聴覚障害者情報提供施設		-	-	-	-	-	-
22 市町村障害者生活支援事業(一般財源化)	地域において生活支援を必要とする身体障害者等及びその家族						

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
○知的障害者福祉法による知的障害者 保護施設			○	-	-	-	-
23 知的障害者サービスセンター	18才以上の知的障害者又はその介護を行う者	支給決定			あり		
24 知的障害者更生施設	知的障害者				あり		
24-(1) 知的障害者更生施設(入所)		支給決定			あり		
24-(2) 知的障害者更生施設(通所)		支給決定			あり		
25 知的障害者授産施設					あり		工賃
25-(1) 知的障害者授産施設(入所)		支給決定			あり		工賃
25-(2) 知的障害者授産施設(通所)		支給決定			あり		工賃
26 知的障害者小規模通所授産施設	18才以上の知的障害者であって雇用されることが困難なもの		○	-	定めなし	なし	工賃
27 知的障害者通所寮	就労している知的障害者	支給決定			あり		
28 知的障害者福祉ホーム	家庭環境、住宅事情等の理由等により、家族との同居が困難であるため現に住居を求めている知的障害者		○	-	福祉ホームにおける共用部分の維持管理に必要な経費として、経営主体が定めた額	-	-

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
29 知的障害者福祉工場	知的障害者保護施設等において指導訓練を受け、一般企業に就労できる程度の能力を有しているが、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないでいる15歳以上の知的障害者		○	—	あり	なし	賃金
30 障害児(者)地域療育等支援事業	在宅の障害児(者)及びその家族		○	—	無料	—	—
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設							
31 精神障害者生活訓練施設	精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者	○		日常生活訓練	あり(利用料実費相当)	なし	なし
32 精神障害者福祉ホーム	現に住居を求めている精神障害者	○		—	あり(利用料実費相当)	なし	なし
33 精神障害者入所授産施設	雇用されることが困難な精神障害者		○	下請作業、食品製造業	あり(利用料実費相当)	なし	工賃
34 精神障害者通所授産施設			○	下請作業、食品製造業	あり(利用料実費相当)	なし	工賃
35 精神障害者小規模通所授産施設			○	下請作業、食品製造業	あり(利用料実費相当)	なし	工賃
36 精神障害者福祉工場	通常の職業所に雇用されることが困難な精神障害者		○	クリーニング、給食・配食、部品組立・製造	あり(利用料実費相当)	なし	賃金